

県議会議員選挙及び県知事選挙における選挙運動費用の公費負担制度Q & A

和歌山県総務部総務管理局市町村課

和歌山県選挙管理委員会

令和8年8月

- ◆このQ & Aは、県議会議員選挙及び県知事選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものです。
- ◆他の選挙（衆議院議員選挙・参議院議員選挙など）とは制度の内容に異同がありますので御注意ください。

○目次

【総論】

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなもの
がありますか。 | 1 |
| 2 | 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係な
く、定額で負担してもらえる制度ですか。 | 1 |
| 3 | 「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、
問題がありますか。 | 2 |
| 4 | 県に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象と
なるのですか。 | 2 |
| 5 | 公費負担に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合
はどうすればよいですか。 | 2 |
| 6 | 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管し
ておく書類にはどのようなものがありますか。 | 2 |
| 7 | 選挙中はとても忙しいため、書類を保管したり、契約内容を
正確に把握したりすることが難しいのですが。 | 2 |
| 8 | 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要が
ありますか。 | 3 |
| 9 | 公費負担制度や届出書類の書き方について、不明な点がある
場合、どこに相談すればよいですか。また、相談窓口の受付
時間はいつですか。 | 4 |

【各論】

◆選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 公費負担の対象となるのはどのような自動車ですか。 | 5 |
| 2 | 選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に2台借り
るのですが、3台とも公費負担の対象になりますか。 | 5 |
| 3 | レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等
のオプションを付けたレンタカーを借りようと思っています。
この場合、オプション等の付帯料金は、公費負担の対象となり
ますか。 | 5 |

4	レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取付を行い、その費用も含めて、借入代金として契約したいと思います。この場合、すべて公費負担の対象となりますか。	6
5	選挙運動期間前から借入れしたのですが、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することができますか。	6
6	選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。	7
7	選挙運動用自動車の借入れにあたり、借入れ初日の基本料金と2日目以降の基本料金とが異なる場合について、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいですか。	7
8	月極（1ヶ月）契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。	8
9	レンタカー業は、道路運送法第80条の許可を受けた者でなければ、業として有償で貸し渡してできないと聞きました。選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできるのですか。	8
10	自分の親族の自動車を使用して選挙運動をしましたが、公費負担の対象となりますか。契約は締結しています。	9
11	レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればいいのですか。	9
12	選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。	9
◆選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）		
1	選挙運動用自動車に使用した燃料はすべて公費負担の対象となりますか。	10
2	選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。	10
3	燃料補給は選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。	10
4	2社以上のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油しましたが、公費負担申請は2社分ともできますか。	10
◆選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）		
1	選挙運動用自動車の運転手に対する報酬はすべて公費負担の対象となりますか。	11
2	契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっていますが、この運転手の雇入れ費用は全額公費負担の対象となりますか。	11
3	選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。	11

4	契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象となりますか。	……	11
5	選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。	……	11
6	選挙運動用自動車の運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を締結しました。この場合、公費負担の対象となりますか。	……	12
◆選挙運動用ポスターの作成			
1	公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。	……	13
2	選挙運動用ポスター作成費用は、すべて公費負担の対象となりますか。	……	13
3	選挙運動用ポスターと併せて、名刺やその他の印刷物も一括して印刷してもらいました。併せて公費負担の対象費用となりますか。	……	13
4	イベント用のポスターと選挙運動用ポスターを一括発注したため、デザイン料・写真撮影費用について、公費負担対象外分と公費負担対象分を区分することが困難です。この場合、デザイン料・写真撮影費用をどのように区分すればよいですか。	……	13
5	ポスター作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。	……	14
6	公費負担の対象となるポスターの上限枚数や上限単価を教えてください。	……	15
7	選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありますか。	……	15
◆選挙運動用ビラの作成			
1	作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。	……	16
2	公費負担の対象となるビラの上限枚数や上限単価を教えてください。	……	16
◆選挙運動用通常葉書の交付又は郵送			
1	選挙運動用葉書の交付又は郵送に当たって注意すべき点を教えてください。	……	17
2	通常葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いますが、可能ですか。	……	17
3	通常葉書の作成に要する費用について公費負担が受けられますか。	……	17
◆政見放送・新聞広告・公共交通機関の利用（県知事選挙のみ公費負担対象）			
1	政見放送・新聞広告の公費負担申請に当たって注意すべき点を教えてください。	……	18
2	政見放送の申込みはいつまでにしないといけませんか。	……	18
3	県知事選挙では「無料乗車券」が使用できると聞いています。どのようなものですか。	……	18

【総論】

1 選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものがありますか。

次の費用が公費負担されます。ただし、供託金を没収された候補者は次の①～③については公費負担を受けることができません。

これら①～⑧（県議会議員選挙においては①～⑤）のいずれも公費負担額の基準が法律や条例で定められています。

①選挙運動用自動車の使用

（A）ハイヤー契約に基づく場合（運転手雇用、燃料代を含む一括契約）

◆自動車の借入費用

（B）ハイヤー契約に基づかない場合（別々に契約する場合）

◆自動車の借入費用（レンタカー契約）

◆自動車の燃料代

◆運転手の雇用費用

※注意事項

（A）の公費負担制度と（B）の公費負担制度は併用できません。

②選挙運動用ポスターの作成

③選挙運動用ビラの作成

④個人演説会の公営施設の利用

（1人につき、同一施設(設備を含む。)ごとに1回に限る。）

⑤選挙運動用通常葉書の郵送

⑥選挙運動用政見放送費用（県知事選挙のみ）

⑦選挙運動用新聞広告費用（県知事選挙のみ）

⑧公共交通機関の利用料金（県知事選挙のみ）

※ ①～③については、業者等と有償による契約を書面にて締結する必要があります。

以下の設問3、7、8及び【各論】の関連する各設問を参照してください。

2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限額を超えている場合は、上限額を公費負担しますが、上限額に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

3 「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものであります。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度でありますので、契約内容（金額、数量）の妥当性等について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

4 県に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

県に提出された公費負担に係る関係書類は、全て情報公開の対象（印影など一部非開示部分あり）となります。

5 公費負担に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合はどうすればよいですか。

届出書類に誤りや変更がある場合は、ただちにその旨を県選挙管理委員会に届け出る必要があります。

6 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか。

納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいてください。

公費負担の請求時などに提示いただければ、手続きがスムーズに進みます。

なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けられています。

7 選挙中はとても忙しいため、書類を保管したり、契約内容を正確に把握したりすることが難しいのですが。

契約内容を正確に把握しておくことは、適正な公費負担請求のために必要なことです。

納品書等の書類は、事実関係を証明するための大切な書類です。

特に、選挙運動自動車の燃料代の請求時については、設問6を御参照ください。

8 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか。

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面にて締結し、それを県選挙管理委員会に届出する必要があります。

また、例として、自動車の借入の場合では、契約書には次の①～⑥の内容が記載されている必要があります。

- ① 有償契約であること
- ② 契約期間の記載があること
- ③ 契約金額（内訳金額を含む）の記載があること
- ④ 車両が特定（車種、登録番号等）されていること
- ⑤ 契約年月日の記載があること
- ⑥ 借受人が候補者であること

なお、候補者と業者等で取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限りません。

「借受書」、「賃渡証」、「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされており、上記①～⑥の内容が具備されていれば、差し支えありません。

※ 契約書の雛形（参考様式）については、立候補予定者説明会において、お渡ししますので、参考にしてください。

9 公費負担制度や届出書類の書き方について、不明な点がある場合、どこに相談すればよいですか。また、相談窓口の受付時間はいつですか。

県選挙管理委員会事務局（県庁市町村課内）又は同分局（各振興局総務県民課内）までお問い合わせください。

また、届出書類等の記載例については、立候補予定者説明会において配布しますので、参考にしてください。

業務時間は、月曜日から金曜日（祝日除く）の、9：00から17：45までです。

問い合わせ先は、次のとおりです。

所属名	電話番号
県選挙管理委員会 （県庁市町村課振興班）	073-432-4111（代表） 073-441-2191（直通）
海草分局（海草振興局 総務県民課 総務グループ）	073-432-4111（代表） 073-441-3477（直通）
那賀分局（那賀振興局 総務県民課 総務グループ）	0736-63-0100（代表） 0736-61-0137（直通）
伊都分局（伊都振興局 総務県民課 総務グループ）	0736-34-1700（代表） 0736-33-5004（直通）
有田分局（有田振興局 総務県民課 総務グループ）	0737-63-4111（代表） 0737-64-1255（直通）
日高分局（日高振興局 総務県民課 総務グループ）	0738-22-3111（代表） 0738-24-2904（直通）
西牟婁分局（西牟婁振興局 総務県民課 総務グループ）	0739-22-1200（代表） 0739-26-7906（直通）
東牟婁分局（東牟婁振興局 総務県民課 総務グループ）	0735-22-8551（代表） 0735-21-9606（直通）

【各論】

◆ 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

1 公費負担の対象となるのはどのような自動車ですか。

乗車定員10人以下の乗用自動車等で、主として選挙運動のために使用され、県選挙管理委員会の定める表示をしたものが対象となります。

2 選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に2台借りるのですが、3台とも公費負担の対象になりますか。

公費負担対象は選挙運動用自動車1台分です。

その他の自動車は対象となりません。

3 レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプションを付けたレンタカーを借りようと思っています。この場合、オプション等の付帯料金は、公費負担の対象となりますか。

（例）付帯料金

免責補償料（任意加入）	1,200円/日
特別装備料（予備バッテリー）	1,500円/日
装備品使用料（ルーフキャリア）	1,300円/日
保険補償以外のサービスに係る保険料	500円/日

公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届け出をしている「基本料金」部分が対象となります。

なお、一般的にレンタカー業者の「基本料金」には、車両本体と保険補償（対人、対物等の保険）の料金が含まれています。

したがって、上記事例のように別途、免責補償料を任意で契約し、支払う場合や、看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の付帯料金は公費負担の対象とはなりません。

免責補償制度・・・基本料金以外に、別途、免責補償料を支払うことにより、事故の際に免責額が免除される制度

4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取付を行い、その費用も含めて、借入代金として契約したいと思います。この場合、すべて公費負担の対象となりますか。

車両本体のみが公費負担対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象となりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要となります。

5 選挙運動期間前から借入れしたのですが、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することができますか。

<例> 契約期間 9/2～9/14（13日間）の場合

月日	9/2	9/3	9/4 告示日	9/5	9/6	9/7	～	9/11	9/12	9/13 投開 票日	9/14
選挙 運動 期間			← 選挙運動期間（県議会議員選挙 9 日間）→								
借入 期間	公費負担 の対象外		← 公費負担の対象 （9日間） →							公費負担 の対象外	
	← 実 際 の 借 入 期 間 （13日間） →										

公費負担対象の期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。
したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載するものであります。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

7 選挙運動用自動車の借入れにあたり、借入れ初日の基本料金と2日目以降の基本料金とが異なる場合について、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいですか。

例：基本料金（初日24時間まで） 12,000円
 // （2日目以降1日につき） 8,000円

<例> 契約期間 9/2～9/14（13日間）の場合（契約金額108,000円）

月日	9/2	9/3	9/4 告示 日	9/5	9/6	9/7	～	9/10	9/11	9/12	9/13 投開 票日	9/14
選挙 運動 期間			← 選挙運動期間（県議会議員選挙9日間） ※公費負担の対象 →									
基本 料金	12,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	16,000 (8,000 ×2日)	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

公費負担の対象となる金額は、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した各日について、その使用に要した金額の合計額となります。

公費負担の対象となる期間は、選挙運動期間内に限られており、それ以外の期間の借入代金は公費負担の対象となりません。

したがって、事例の場合は、選挙運動期間中の9月4日から9月12日までの9日分の基本料金の合計金額72,000円が公費負担の対象となります。

※ 公費負担の1日あたりの上限額は、16,100円です。

8 月極（1ヶ月）契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。

（例）月極契約金額 150,000円

（契約期間 9月1日～9月30日）

自動車借入れに対する公費負担制度については、1日あたりの借入金額に対し、公費を負担する制度となっておりますので、契約にあたっては、1日あたりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することとなります。

しかしながら、1ヶ月で〇〇万円といったように、1日あたりの借入金額を設定せずに契約をしている場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日あたりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）について、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

したがって、事例の場合は、契約金額150,000円を契約日数の30日で除して算出した1日あたりの金額5,000円について、選挙運動期間中に使用した日数を乗じた金額が公費負担の対象となります。

9 レンタカー業は、道路運送法第80条の許可を受けた者でなければ、業として有償で貸し渡しできないと聞きました。選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできるのですか。

公費負担制度上、自動車の借入れについては、次の①及び②に該当する場合を除き、契約の相手方の条件は規定されていません。

- ① 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ
- ② ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

一方、道路運送法第80条では「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡ししてはならない」と規定されています。

当該許可を受けていない者と契約する場合、貸主の状況（例えば複数の様々な人に有償で貸渡しをしているなど）によっては、道路運送法第80条に抵触する恐れがありますので、契約時に貸主の貸渡し状況を確認し、事前に近畿運輸局和歌山運輸支局に確認したほうがよいと考えます。

また、道路運送法に関してのお問い合わせは、近畿運輸局和歌山運輸支局（TEL073-422-2138）にお願いします。

※道路運送法（抜粋）

（有償貸渡し）

第80条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

2 国土交通大臣は、自家用自動車の貸渡しの態様が自動車運送事業の経営に類似していると認める場合を除くほか、前項の許可をしなければならない。

10 自分の親族の自動車を使用して選挙運動をしましたが、公費負担の対象となりますか。契約は締結しています。

生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

11 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればいいのですか。

契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものであります。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度でありますので、契約内容（金額）の妥当性等について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

なお、レンタカー業の許可業者でない者から借入れする場合、設問9を参照してください。

12 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

◆選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）

1 選挙運動用自動車に使用した燃料はすべて公費負担の対象となりますか。

選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象です。

ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と上限額（7,700円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較していずれか低い方の金額となります。

2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象となるため、選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代は公費負担の対象になりません。

3 燃料補給は選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には①給油日、②給油量、③車番（4桁部分）、④給油金額が記載されていることが必要です。

4 2社以上のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油しましたが、公費負担申請は2社分ともできますか。

公費負担できる上限の範囲内で申請が可能です。（2社の請求金額を合わせた金額と上限額を比較して少ない方になります）

ただし、それぞれの相手方と燃料供給契約が書面により締結されていることが必要です。

◆ 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

1 選挙運動用自動車の運転手に対する報酬はすべて公費負担の対象となりますか。

選挙運動期間中、選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用（報酬）です。

候補者1人につき1日1人に限り公費負担の対象となります。

なお、候補者は、運転手個人と契約する必要があります。

また、運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。

※ 公費負担の1日あたりの上限額は、12,500円です。

2 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっていますが、この運転手の雇入れ費用は全額公費負担の対象となりますか。

運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。

契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象となりません。

3 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。したがって、選挙運動期間以外の運転は対象となりません。

4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象となりますか。

運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車を運転した場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は、公費負担の対象とはなりません。

5 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

例) 選挙運動期間 9月4日～9月12日（9日間）

A氏 9月4日～9月8日までの5日間で運転契約

B氏 9月9日～9月12日までの4日間で運転契約

公費負担の対象は、1日あたり運転手1人です。上記事例の場合のように、同一日に運転業務が重ならない場合、A氏、B氏のいずれもが、公費負担の対象となります。

なお、A氏、B氏それぞれと契約する必要があります。

しかし、同一日に2人以上の運転手と契約した場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

6 選挙運動用自動車の運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を締結しました。この場合、公費負担の対象となりますか。

運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。

法人との運転手派遣契約を締結する場合は公費負担対象となりません。

なお、ハイヤー契約（道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営営する者」と自動車借入、燃料の供給、運転手の雇用を一括で契約）の場合は法人と契約ができます。

◆選挙運動用ポスターの作成

1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。

公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

2 選挙運動用ポスター作成費用は、すべて公費負担の対象となりますか。

ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが対象として考えられます。

ただし、金額、作成枚数に上限があります。

3 選挙運動用ポスターと併せて、名刺やその他の印刷物も一括して印刷してもらいました。併せて公費負担の対象費用となりますか。

選挙運動用ポスターが公費負担の対象です。

名刺など、選挙運動用ポスター以外の印刷費用は、公費負担の対象となりませんので御注意ください。

4 イベント用のポスターと選挙運動用ポスターを一括発注したため、デザイン料・写真撮影費用について、公費負担対象外分と公費負担対象分を区分することが困難です。この場合、デザイン料・写真撮影費用をどのように区分すればよいですか。

本件のような場合、契約当事者間において、**合理的に説明のできる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要**です。

例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、イベント用ポスターと選挙運動用ポスターの作成枚数を用いて、デザイン料金を按分することなどが考えられます。

5 ポスター作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

上記の場合、全額を公費負担できない場合があります。

「上限枚数×上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められております。

公費負担額の計算は、上限枚数、上限単価を実際の作成枚数、作成単価とそれぞれ比較して低い方をかけあわせたものとなります。

具体的には、次のとおりです。

【例】

①条例の上限枚数 600枚 ②条例の上限単価 1,642円

(※上限枚数、上限単価は、次頁の設問6を参照)

③実際の作成枚数 800枚 ④実際の作成単価 800円

【正しい計算方法】

(公費負担の対象枚数) → 枚数について、条例の上限と実際の枚数を比較

①、③の少ない方・・・600枚(A)

(公費負担対象単価) → 単価について、条例の上限と実際の単価を比較

②、④の低い方・・・800円(B)

(公費負担額) → 枚数、単価をそれぞれ低いもの同士をかけあわせる

(A) × (B) = 480,000円

【誤った計算方法】

「上限枚数×上限単価」で算出される額985,200円(600枚×1,642円)を上限額と誤解し、640,000円(800枚×800円)を公費負担額と誤って算出

6 公費負担の対象となるポスターの上限枚数や上限単価を教えてください。

上限枚数や上限単価については、当該選挙区（当該選挙が行われる区域）内のポスター掲示場数を用いて算出します。したがって、県議会議員選挙の場合は、選挙区ごとに上限枚数、上限単価が異なります。

上限枚数の算出方法は次のとおりです。

上限枚数 ＝ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数×2

また上限単価の算出方法は次のとおりです。

◆当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250\text{円}+586\text{円}88\text{銭}\times\text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

（1円未満の端数は切上げ）

◆当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{609,690\text{円}+30\text{円}73\text{銭}\times(\text{ポスター掲示場数}-500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

（1円未満の端数は切上げ）

不明な場合は、県選挙管理委員会事務局（県庁市町村課内）又は同分局（各振興局総務県民課内）までお問い合わせください。

問い合わせ先は、【総論】の設問9を参照してください。

7 選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありますか。

ポスター作成枚数については、法令、条例上の制限はありません。

ただし、公費負担の対象となる作成枚数は、設問6のとおり、上限枚数が定められています。

なお、作成枚数は、原則として、候補者が必要とする枚数を決定するものですが、近年、ポスターの材質向上等により、上限枚数より少ない傾向にあります。

◆選挙運動用ビラの作成

1 作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

上記の場合、全額を公費負担できない場合があります。

「上限枚数×上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められております。

基本的事項は、「選挙運動用ポスターの作成」と同様ですので、「選挙運動用ポスターの作成」の設問5を参照してください。

2 公費負担の対象となるビラの上限枚数や上限単価を教えてください。

◆県議会議員選挙の場合

1万6千枚（2種類以内）

◆県知事選挙の場合

10万枚＋（本県の衆議院議員選挙小選挙区数－1）×1.5万枚＝11万5千枚（2種類以内）

また、上限単価の算出方法は次のとおりです。

◆ビラ作成枚数が50,000枚以下の場合

8円38銭／枚

◆ビラ作成枚数が50,000枚を超える場合

$419,000円 + 5円62銭 \times (\text{作成枚数} - 50,000)$

作成枚数

（1銭未満の端数は1銭とする）

◆選挙運動用通常葉書の交付又は郵送

1 選挙運動用葉書の交付又は郵送に当たって注意すべき点を教えてください。

候補者は、選挙運動のために通常葉書を無料で頒布することができます。

通常葉書を使用できる枚数は、県議会議員選挙の場合は8,000枚まで、県知事選挙の場合は37,500枚までと定められています。

通常葉書の交付は、郵便事業株式会社の支社長が指定する支店で葉書の交付を受ける方法又は手持ちの通常葉書（私製を含む。）に郵便事業株式会社で選挙用の表示を受けて、選挙郵便物にあてる方法があります。

差し出す場合は、直接ポストへ入れないで、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて配達事務を取り扱う郵便局の窓口へ差し出してください。ポストに入れると配達されません。

不明な場合は、県選挙管理委員会事務局（県庁市町村課内）又は同分局（各振興局総務県民課内）までお問い合わせください。

問い合わせ先は、【総論】の設問9を参照してください。

2 通常葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いますが、可能ですか。

通常葉書の頒布は、郵送に限られています。郵便局の窓口から発送してください。

通常葉書を路上等で手渡しすることは、公職選挙法により禁止されています。

3 通常葉書の作成に要する費用について公費負担が受けられますか。

通常葉書の作成に要する費用は、国政選挙に限り公費負担の対象となっています。

県議会議員選挙及び県知事選挙においては、公費負担の対象外です。

◆政見放送・新聞広告・公共交通機関の利用

（県知事選挙のみ公費負担対象）

1 政見放送・新聞広告の公費負担申請に当たって注意すべき点を教えてください。

放送回数、掲載数には制限があります。詳細は、立候補予定者説明会でお渡しする資料により御確認ください。

不明な場合は、県選挙管理委員会事務局（県庁市町村課内）までお問い合わせください。

問い合わせ先は、【総論】の設問9を参照してください。

2 政見放送の申込みはいつまでにしないといけませんか。

選挙期日の告示日までにしてください。

申込先及び申込方法については、立候補予定者説明会でお渡しする資料により御確認ください。

3 県知事選挙では「無料乗車券」が使用できると聞いています。どのようなものですか。

候補者、推薦届出者その他の選挙運動員が、選挙期間中、県内で鉄道及び乗合バスを利用するため、県内全域に通用する無料の乗車券のことです。

詳細は、立候補予定者説明会でお渡しする資料により御確認ください。